

公益財団法人 日本検疫衛生協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人 日本検疫衛生協会（以下「本協会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本協会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置く事が出来る。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目 的)

第3条 本協会は、検疫感染症に関する情報提供及び海外渡航者等に対して、予防接種・相談業務を実施し、又、港湾衛生事業の円滑な運営業務を行う事によって、公衆衛生の向上に寄与する事を目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- (1) 海外渡航者等に対する予防接種及びその相談業務を行う為に診療所を設置し、その運営に関する事業
 - (2) 検疫衛生思想の普及啓発に関する事業
 - (3) 国際保健活動への協力
 - (4) その他本協会の目的を達成する為に必要な事業
- 2 前項の事業は、日本全国に於いて行うものとする。

第2章 財産及び会計

(財産の種類)

第5条 本協会の財産は、基本財産とその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、本協会の目的である事業を行う為に不可欠なものとして理事会及び評議員会で決議した財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、本協会の目的を達成する為に善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとする時及び基本財産から除外しようとする時は、予め理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理・運用)

第7条 本協会の財産の管理・運用は理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(事業年度)

第8条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日迄に理事長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了する迄の間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日迄に行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第10条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の書類の他、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供すると共に、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値の内重要なものを記載した書類
- 3 第1項及び前項第2号から第4号までの書類については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲り受け)

- 第11条 本協会が資金の借入れをしようとする時は、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会に於いて、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数の決議を経なければならない。
- 2 本協会が重要な財産の処分又は譲り受けを行うとする時も、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計の原則)

- 第12条 本協会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。
- 2 本協会の会計処理に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計規程によるものとする。
 - 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に当てる為に保有する資金の取り扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(公益目的取得財産残額の算定)

- 第13条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規程に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日に於ける公益目的取得財産残額を算定し、第10条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第3章 評 議 員

(評議員)

第14条 本協会に評議員5名以上8名以内を置く。

2 評議員の内、1名を評議員会長とする。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員会に於いて行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件を何れも満たさなければならぬ。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものである事。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届け出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものである事。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体に於いてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう）又は認可法人（特別の法律により設立され且つその設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）
- 3 評議員会長は、評議員会に於いて選任する。
 - 4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねる事が出来ない。

（任 期）

- 第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時評議員会の終結の時迄とし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなる時は、辞任又は任期満了後に於いても、新たに選任された者が就任するまで、尚、評議員としての権利義務を有する。
 - 3 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期が満了する時までとする。

（評議員に対する報酬等）

- 第17条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で報酬として支給する事が出来る。
- 2 評議員には、その職務を行う為に要する費用の支払いをする事が出来る。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程による。

第4章 評議員会

（構 成）

- 第18条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権 限)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事（以下「役員」という）の選任及び解任
 - (2) 役員の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項の規定に拘わらず、個々の評議員会に於いては、第22条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項については、決議をする事が出来ない。

(開 催)

第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

- 2 定時評議員会は、毎年1回事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合にはいつでも開催する事が出来る。

(招 集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的で或る事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求する事が出来る。
- 3 前項による請求があった時は、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第22条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前迄に、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知をしなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、評議員全員の同意がある時は、招集の手續

きを経る事なく、評議員会を開催する事が出来る。

(議 長)

第 23 条 評議員会の議長は、評議員会長がこれに当たる。

(決 議)

第 24 条 評議員会の決議は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という）第 189 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規程するものを除き、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合に於いて、議長は、評議員として議決に加わる事は出来ない。

(決議の省略)

第 25 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合に於いて、その提案について議決に加わる事の出来る評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 26 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合に於いて、その事項を評議員会に報告する事を要しない事について、評議員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 27 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員の内から選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第 28 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものの他、評議員会に於いて定める評議員会運営規則による。

第5章 役員

(役員 の 設置)

第29条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上8名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事の内1名を理事長、1名を常務理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって一般法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条が準用する第91条第1項第2号の執行理事とする。

(役員 の 選任)

第30条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねる事が出来ない。
- 4 理事の内、理事の何れか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事について同様とする。

(理事 の 職務 及び 権限)

第31条 理事は理事会を構成し、この定款で定める処により、本協会の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は理事長を補佐し、本協会の業務を執行する。又、理事長に事故がある時又は理事長が欠けた時は、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 理事長及び常務理事は、事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事 の 職務 及び 権限)

第32条 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行状況を監査し、法令で定める処により、監査報

告を作成する事。

- (2) 本協会の業務及び財産の状況を調査する事並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査する事。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べる事。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をする恐れがあると認める時、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認める時は、これを評議員会及び理事会に報告する事。
- (5) 前号の報告をする為必要がある時は、理事長に理事会の招集を請求する事。但し、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集する事。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認める時は、その調査の結果を評議員会に報告する事。
- (7) 理事が本協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をする恐れがある場合に於いて、その行為によって本協会に著しい損害が生ずる恐れがある時は、その理事に対し、その行為を止めるよう請求する事。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使する事。

(役員任期)

- 第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時評議員会の終結の時迄とし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時評議員会の終結の時迄とし、再任を妨げない。
 - 3 役員は、第29条に定める定数に足りなくなる時は、辞任又は任期満了後に於いても、新たに選任される者が就任する迄、尚理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第34条 役員が次の何れかに該当する時は、評議員会の決議によって解任する事が出来る。但し、監事を解任する場合は、議決に加わる事の出来る評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った時。

- (2) 心身の故障の為職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められる時。

(役員に対する報酬等)

- 第35条 理事及び監事に対して評議員会に於いて定める総額の範囲内で報酬を支給する事が出来る。
- 2 役員には、その職務を行う為に要する費用の支払いをする事が出来る。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員等の報酬並びに費用に関する規程による。

(顧問)

- 第36条 本協会に顧問若干名を置く事が出来る。
- 2 顧問は、学識経験者の内から理事会に於いて任期を定めた上で選任する。
 - 3 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し意見を述べる事が出来る。
 - 4 顧問は無報酬とする。但し、その職務を行う為に要する費用の支払いをする事が出来る。

第6章 理事会

(設置)

- 第37条 本協会に理事会を設置する。
- 2 理事会は、全ての理事をもって組織する。

(権限)

- 第38条 理事会は、この定款に別に定めるものの他、次の職務を行う。
- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
 - (2) 規則の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるものの他、本協会の業務執行の決定
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委

任する事が出来ない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合する事を確保する為の体制その他この法人の業務の適正を確保する為に必要な法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第39条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めた時。
 - (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があった時。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会開催日とする招集の通知が理事長から発せられない場合に、その請求をした理事が招集した時。
 - (4) 一般法第101条の規定により、監事から理事長に招集の請求があった時又は監事が招集した時。

(招集)

第40条 理事会は理事長が招集する。但し、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号による場合は、理事が前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集する時は、会議の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前迄に各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定に拘わらず、理事及び監事の全員の同意がある時は、招

集の手續きを経る事なく理事会を開催する事が出来る。

(議 長)

第 41 条 理事会の議長は理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 42 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開く事が出来ない。

(決 議)

第 43 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるものの他、議決に加わる事の出来る理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の時は議長の裁決する処による。

- 2 前項前段の場合に於いて、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わる事は出来ない。

(決議の省略)

第 44 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合に於いて、その提案について議決に加わる事の出来る理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事が異議を述べた場合はその限りではない。

(報告の省略)

第 45 条 理事又は監事が役員全員に対し理事会に報告すべき事項を通知した時は、その事項を理事会に報告する事を要しない。

- 2 前項の規定は、第 31 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 46 条 理事会の議事については、法令で定める処により議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 47 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものの他、理事会に於いて定める理事会運営規則による。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第48条 この定款は、評議員会に於いて、議決に加わる事の出来る評議員の3分の2以上の議決を経て変更する事が出来る。但し、第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第15条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について変更する事が出来ない。
- 2 前項に拘わらず、評議員会に於いて議決に加わる事の出来る評議員の4分の3以上の議決を経て第3条に規定する目的及び第4条に規定する事業並びに第15条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について変更する事が出来る。
 - 3 「公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」(以下「公益認定法」という)第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く)をしようとする時は、その事項の変更に月行政庁の認定を受けなければならない。
 - 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

- 第49条 本協会は、評議員会に於いて議決に加わる事が出来る評議員の3分の2の議決により、他の一般社団法人又は一般財団法人と合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をする事が出来る。
- 2 前項の行為をしようとする時は、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

- 第50条 本協会は、一般法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

- 第51条 本協会が公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人である時を除く)に於いて、公益認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額がある時は、これに相当する額の財産を当該公益認定の取

り消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、評議員会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第52条 本協会が解散等により清算する時に有する残余財産は、評議員会の決議により、類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第53条 本協会の事業を推進する為に必要ある時は、理事会はその決議により、委員会を設置する事が出来る。

- 2 委員会の委員は、学識経験者の内から理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第54条 本協会の事務を処理する為、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備え付け帳簿および書類)

第55条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 役員及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員及び評議員の報酬等の支給の基準
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第10章 会 員

(会 員)

- 第56条 本協会の趣旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とする事が出来る。
- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員に関する規程による。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第57条 本協会は、公正で開かれた活動を推進する為、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開に関する規程による。

(個人情報の保護)

- 第58条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

- 第59条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により電子公告による事が出来ない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

(委任)

第60条 この定款に定めるものの他、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行った時は第8条の規定に拘わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
- 3 本協会の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。
理事
小坂 智規、平良 専純、兼板 佳孝、田中 喜代史、藤原 佐枝子
監事
古澤 健治、齊藤 洋治
- 4 本協会の最初の代表理事は小坂 智規とする。
- 5 本協会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
上田 茂、小早川 隆敏、辻 宏二、西江 弘、前川 喜平
- 6 この規程は、公益財団法人日本検疫衛生協会の設立登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

附則

定款第2条に定める主たる事務所の移転については、平成27年6月13日に承認され、平成27年10月1日から施行する。

- 2 定款第17条に定める「評議員に対する報酬等」及び第35条に定める「役員に対する報酬等」については、平成30年2月26日に評議員会による書面評決にて承認され、平成30年3月1日より施行する。
- 3 定款第4条第2号に定める事業については、平成30年3月に内閣府大臣官房公益認定等委員会で承認され、平成30年4月1日より施行する。